

マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載について

平成28年1月の社会保障・税番号制度の導入に伴い、新たにマイナンバー（個人番号・法人番号）の記載欄が設けられました。

個人の方は12桁、法人の方は13桁の番号を、記載いただくようお願いいたします。

個人番号を記載した申告書を提出いただく際には、マイナンバー法に定める本人確認（番号確認及び身元確認。代理申告の場合は併せて代理権確認。）を実施させていただきます。

※法人番号を記載した申告書の提出については、本人確認資料の添付は不要です。

※マイナンバー（個人番号・法人番号）の記載が無い場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。

個人番号を記載した申告書を提出いただく際の確認書類は、以下の通りです。

※郵送での申告の際は、写しを同封してください。

① 本人が個人番号の記載された申告書を提出する場合

番号確認資料		身元確認資料
個人番号カードの裏面	+	個人番号カードの表面
または		
通知カード もしくは個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書	+	官公庁から発行・発給された書類その他それに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの（運転免許証・パスポート・保険証・身体障害者手帳等）

② 本人の代理人が個人番号の記載された申告書を提出する場合

本人の番号確認資料		代理人の身元確認資料		代理権の確認資料
以下の書類の写し（どれか一つ） ・本人の個人番号カードの裏面 ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しや住民票記載事項証明書	+	代理人の個人カード表面、または官公庁から発行・発給された書類その他それに類する書類であって、写真の表示等の措置が施されているもの（運転免許証・パスポート・保険証・身体障害者手帳等）	+	・委任状（原本） 法定代理人の場合は 戸籍謄本等